

修理業者様へ

令和4年台風15号災害救助法の適用による応急修理支援制度

会計年度に伴う修理工事の支払いに関する手続きについて（お知らせ）

日頃より、応急修理の修理工事に関する諸手続きに関し、ご協力・ご支援いただきありがとうございます。応急修理工事に関する手続きにて、工事完了日により手続きが変わる注意点がありますので、お知らせいたします。

記

○応急修理工事の工事完了日による手続の違いについて

工事完了日が「3月31日まで（R4年度）」と「4月1日以降（R5年度）」で予算の会計年度を区分されるため、次の表のとおり、お手続きしていただきますようお願いします。

工事の完了時期	事務手続き
令和4年9月23日～令和5年3月31日	●3月31日（金）までに完了報告書及び施工前、施工中、施工後の写真をご提出ください。請求書は、4月12日（水）までにご提出ください。
令和5年4月1日～令和5年9月22日	●R5修理見積書（様式第5号・「R5」が追加記載）にて、R5年4月1日以降にご提出ください。 完了報告書及び施工前、施工中、施工後の写真の提出期限は、9月29日（金）までにご提出ください。

※R5年度応急修理工事は、R5修理見積書（本書）をR5年4月1日以降でご提出ください。

◆不明な点等がございましたら、建築指導課までお問い合わせください。

【市HP「応急修理」について】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/652_000111.html

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所 静岡庁舎 5F 建築指導課 管理係
電話 054-221-1371、FAX 054-221-1135